

返戻金制度に関する事項

事業所名：株式会社 GEEKLY（ギークリー）

許可番号：13-コ-305272

●返戻金制度に関する事項

当事業者は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を下記にて設けています。

求職者が求人者に入社後、入社後 3 ヶ月以内に退職した場合で、当該求職者の自己都合による退職または当該求職者の責に帰すべき事由に基づく退職の場合、当該社員の甲における在職期間に応じて、以下に定める金額（別途消費税）を求人者に払い戻すものとする。尚、当事業者は、当該払戻金を、当該社員の退職した日の属する月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座へ現金振込みにて支払うものとする。但し、会社都合による退職、求職者の死亡、天災事変などの不測の事態の場合は返金の対象とならない。また、求人者が当事業者に対して行う求職者の退職報告が退職日から 1 ヶ月以上経過した場合も返金の対象とならない。

1 ヶ月以内の退社：紹介手数料の 80%

2 ヶ月以内の退社：紹介手数料の 50%

3 ヶ月以内の退社：紹介手数料の 30%

※職業安定法第 32 条の 13、同条施行規則第 24 条の 5 取扱い職種の範囲等の明示です。

※ただし、返戻金制度は取引先ごとにコンサルティング契約書により別の定めをする場合があります。